

経営事項審査の改正について

<平成30年4月1日以降の申請受付が対象>

◆概要

- W点の合計値がマイナスの場合は0点として扱われていたが、マイナス値を認めることで、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化する。
- 防災協定を締結している場合（W3）の加点において、15点を20点へと拡大し、地域貢献の評価を拡充する。
- 建設機械を保有する場合（W7）の加点において、1台につき加点1（最大15点）から、1台目を加点5とする加点テーブルに見直す（最大15点は変わらず）。また、加点の対象とする大型ダンプ車について、土砂等の運搬の用に供するための事業用自動車（マル営）を加え、地域防災活動への貢献の評価を拡充する。

◆平成30年4月1日以降申請を受け付けたものから新基準を適用

◆平成30年3月31日以前に通知を受けた経営事項審査への適用

平成30年3月31日以前に経営事項審査の評価結果通知を受けたものについては、建設業法第27条の28に基づく再審査の申立を行うことができる。

なお、再審査は、建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づいて、評価方法等の改正の日から120日以内に限られる。 ④ 当該再審査の申立は平成30年7月30日（月）までの受付に限られますのでご留意下さい

◎お問い合わせ◎



中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課 経営支援係
TEL 082-221-9231(代)
〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15

経営事項審査の改正について

今後の建設産業政策の方向性

業界内外の連携による働き方改革

- 働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する
- ・働き方に関する評価の拡充
 - 経営事項審査において、普及状況に留意しつつ、働き方に関する国等の認定制度の取得を評価
 - 経営事項審査において、**社会保険未加入に関する減点の寄与を強化**

業界内外の連携による生産性向上

- 書類を簡素化する
 - ・許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化
 - ・生産性向上に関する評価の充実
 - 経営事項審査において、企業における生産性を測る指標を評価項目として設定

多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

- 不正が行われない環境を整える
 - ・法律違反への対応の厳格化
 - 法律違反に関する経営事項審査での減点の寄与の強化

地域力の強化

- 地域に貢献する企業を後押しする
 - ・地域貢献に関する評価の拡充
 - 経営事項審査において、**防災活動への貢献状況や建設機械の保有状況の評価の拡充・見直し**
 - 経営事項審査において、維持や除雪の実績の経営規模評価への反映

今後の建設産業政策の方向性

業界内外の連携による働き方改革

- 働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する
- ・働き方に関する評価の拡充
 - 経営事項審査において、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

- 不正が行われない環境を整える
 - ・法律違反への対応の厳格化
 - 法律違反に関する経営事項審査での減点の寄与の強化

地域力の強化

- 地域に貢献する企業を後押しする
 - ・地域貢献に関する評価の拡充
 - 経営事項審査において、防災活動への貢献状況や建設機械の保有状況の評価の拡充・見直し

方向性を受けた経審の改正

① W点のボトムの撤廃

現行のW点は、制度上、合計値がマイナスとなった場合は0点として扱われる（マイナス点数として扱われない）が、W点のマイナス値を認める（ボトムを撤廃する）ことにより、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化。

※「W1：労働福祉の状況」、「W2：民事再生法又は会社更生法の適用の有無」及び「W4：法令遵守の状況」に影響

② 防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大

防災協定を締結している場合（W3）、現行15点の加点であるところ、20点の加点へと拡大

③ 建設機械の保有状況の加点方法の見直し

建設機械を保有する場合（W7）、現行1台につき加点1（最大15点）であるところ、1台目を加点5とし、加点テーブルを見直し（最大15点は変わらず）

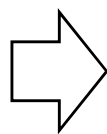
① W点のボトムの撤廃(社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化)

改正の背景・目的

- 経営事項審査においては、これまでも社会保険加入状況の適正な評価及び社会保険への一層の加入促進を図るため、社会保険未加入企業の社会性(W点)における減点措置と、その厳格化を行ってきたところ。

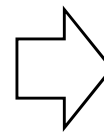
<~H20>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ・賃金不払件数(自己申告)
- ⇒それぞれ15点ずつ減点(計45点)



<~H24>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ30点ずつ減点(計60点)



<H24~現在>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険未加入
- ・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ40点ずつ減点(計120点)

- また、平成20年4月には、企業活動における法令遵守の状況を適切に反映できるよう、建設業法に基づく行政処分を受けた場合に減点評価をしている。

改正の概要

社会性等(W点)における点数の算出方法を、以下の通り見直す

現行制度上、「社会性等(W)の合計(右表のA)が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、これを0とみなさず(ボトムを撤廃し)、マイナス値であっても合計値のまま計算する

- ・社会保険未加入企業への減点措置を厳格化し、より一層の加入促進を図る
- ・法律違反に対する減点措置を厳格化し、不正が行われない環境を整備する

W点の評価項目	最高点 (現行)	最低点 (現行)	最低点 (改正案)
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-120
雇用保険未加入	0	-40	-40
健康保険の未加入	0	-40	-40
厚生年金保険の未加入	0	-40	-40
...
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-60
...
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	-60
...
W4: 法令遵守の状況	0	-30	-30
...
合計(A)	202	0	-210
W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	1,919	0	-1,995

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

②防災活動への貢献状況の加点幅の拡大

改正の背景・目的

- 国の機関や地方公共団体と防災協定を締結する建設業者は、災害時の24時間待機など自らの負担も伴いながら防災活動を行い、社会的貢献を果たしている。

こうした建設業者の「地域の守り手」としての活動を評価すべく、平成18年5月より、国、特殊法人等又は地方公共団体と、災害時における建設業者の防災活動について定めた防災協定を締結している建設業者を社会性（W点）において加点評価している。

改正の概要

防災活動への貢献の状況（W3）による評価点数を、以下の通り見直す

現行制度上は、「防災協定を締結している場合に15点の加点評価」とされているところ、「防災協定を締結している場合に20点の加点評価」と改める

W点の評価項目	現行		改正案	
	有	無	有	無
W3: 防災活動への貢献の状況(防災協定締結の有無)	15	0	20	0

➡ 建設業者の「地域の守り手」としての役割の評価を拡大し、こうした企業を将来にわたって後押しする

③建設機械の保有状況の加点方法の見直し

改正の背景・目的

- 地域防災への備えの観点から、平成22年10月より、災害時に使用される代表的な建設機械について、所有台数に応じて社会性（W点）において加点評価している。平成27年4月には、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正を受け、評価対象とする建設機械を一部拡大している。
- 一方、企業によっては災害時に使用する建設機械を購入すると経営状況（Y点）が低下し、結果として総合評定値（P点）が低下してしまうなど、W点での評価が建設機械保有へのインセンティブにつながっていないケースもある。
- また、大型ダンプ車については、現行は自家用のものしか加点対象となっていないが、建設企業が主として建設業の用途に使用し、災害時に活躍する大型ダンプ車の中には、営業用に区分されているものも存在している。

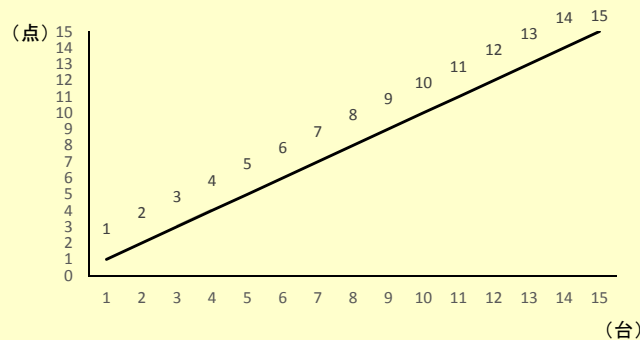
改正の概要

建設機械の保有状況（W7）による評価方法を、以下の通り見直す

①加点テーブルを見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価する。

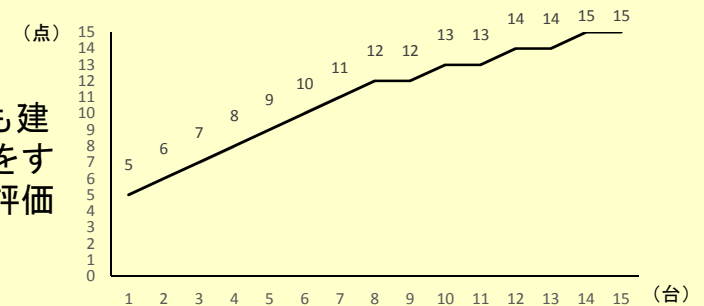
【現行制度】

1台につき加点1
(最大15点)



【改正案】

少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価
(最大15点)



台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

②営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。

➡ 建設業者の「地域の守り手」としての役割を評価し、こうした企業を将来にわたって後押しする